

西野田労働基準監督署発表
令和7年5月13日

令和7年5月13日

【照会先】

西野田労働基準監督署

06-7669-8787

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 ～足場の組立て等作業主任者に法定の職務を行わせなかった疑い～

令和7年5月13日、西野田労働基準監督署（署長 みやもと まさゆき 宮本 正之）は、株式会社倭工業ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社倭工業（以下「被疑会社」という。）
本店所在地 奈良県奈良市七条西町
事業内容 足場の組立て及び解体工事業
- (2) 同社代表取締役A（以下「被疑者A」という。）

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに

労働安全衛生法違反

同法第14条

労働安全衛生法施行令第6条第15号

労働安全衛生規則第566条第4号

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者を指揮し、安全管理を行う責任者であるとともに、同社の足場の組立て等作業主任者であるが、令和7年2月26日、大阪府大阪市此花区島屋に所在する塗装工事現場において、労働者Bにつり足場の解体作業を行わせるに当たり、労働者の要求性能墜落制止用器具（安全帯）及び保護帽の使用状況を監視するという足場の組立て等作業主任者としての職務を自らが行わなかった疑いがあるものです。

4 参考

- (1) 令和7年2月26日、つり足場の解体作業を行っていた労働者Bが、つり足場から約4メートル下の川に墜落し、死亡するという災害が発生しています。
- (2) 適用法条文は、別紙のとおり。

労働安全衛生法

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(罰則)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

(二～四 略)

(両罰)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百十九条又は第二百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生法施行令

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

(一～十四 略)

十五 つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

(十五の二～二十三 略)

労働安全衛生規則

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

- 一 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。